

2009年1月30日

～ Timely send useful infomation ～

Zenken通信 (vol. 1)

▽ 今回のお届け情報

Title: さいたま市「中央公契連モデルの制限を撤廃」

Outline

添付資料P1

- 平成21年1月29日以降の告示または指名の競争入札より適用
- 調査基準価格の算出式の改正（中央公契連モデルの制限廃止等）
- 失格基準の改正
- 最低制限価格の改正

担 当 : 事業企画課 林

Title: 長崎県「最低制限価格、予定価格の90%へ」

Outline

添付資料P2～4

- 平成21年2月1日以降に発注する入札案件（WTO対象工事を除く）
- 現状の最低制限価格に、新たに一般管理費の4割程度を加えた価格を新最低制限価格とする。
 - ・ 10億円の工事 → 予定価格の約89.0%
 - ・ 5億円の工事 → 予定価格の約89.7%
 - ・ 2億円以下の工事 → 予定価格の約90.0%

担 当 : 事業企画課 林

Title: 富山県「資金繰り対策で年末休暇を返上」

Outline

添付資料P5

- 中小企業の年末の資金繰りに対応するため、平成20年12月30日まで各種相談窓口の開設及び支払い事務を行った。

担 当 : 事業第一課 佐藤

Title: 読売新聞「予定価格、入札後公表に回帰」

Outline

添付資料P6

- 平成21年1月20日（社会面）
- 都道府県が発注する公共工事の入札で、予定価格の公表を「事前」から「事後」に切り替える動きが広がっている。
- 事後公表への回帰については「品質確保のために必要」、「改革の流れに逆行」などと評価が二つに割れている。

担 当 :

News

全建事業部では、入札・契約制度の改善、設計変更協議の円滑化など、建設企業にとって有用な情報を「Zenken通信」として、発信することにいたしました。

また、「各発注機関において経営改善に向けての取り組み事例」等の情報を各都道府県建設業協会より提供いただき、発信していきたいと考えております。今後も有用な情報をタイムリーに提供していきますので、皆様も情報提供にご協力願います。

編集責任者：技術顧問 富田 和久

建設工事に係る調査基準価格等の改正について

調査基準価格と失格基準の改正

調査基準価格の算出式を次のとおり改正します

[改正前]

$(\text{直接工事費} \times 95\% + \text{共通仮設費} \times 90\% + \text{現場管理費} \times 60\% + \text{一般管理費} \times 30\%) \times 1.05$

[改正後]

$(\text{直接工事費} \times 95\% + \text{共通仮設費} \times 95\% + \text{現場管理費} \times 75\% + \text{一般管理費} \times 50\%) \times 1.05$

改正前の調査基準価格は、算出式より得た額が、8.5/10を超えるときは予定価格に8.5/10を乗じた額、予定価格の2/3に満たないときは予定価格に2/3を乗じた額としていましたが、この制限を廃止します。

失格基準を次のとおり改正します

[改正前]

- ・ 設計金額（税抜）を構成する直接工事費 $\times A \times 90\%$
- ・ " 共通仮設費 $\times A \times 80\%$
- ・ " 現場管理費 $\times A \times 55\%$
- ・ " 一般管理費 $\times A \times 25\%$

$A = \text{調査基準価格} / \{ (\text{直接工事費} \times 95\% + \text{共通仮設費} \times 90\% + \text{現場管理費} \times 60\% + \text{一般管理費} \times 30\%) \times 1.05 \}$ (ただし $A > 1$ なら $A = 1$)

[改正後]

- ・ 設計金額（税抜）を構成する直接工事費 $\times 92\%$
- ・ " 共通仮設費 $\times 82\%$
- ・ " 現場管理費 $\times 75\%$
- ・ " 一般管理費 $\times 50\%$

※調査基準価格の上限及び下限を廃止したことに伴い、改正前の式中Aを廃止します。

注) 改正後も低入札価格調査期間中等の低入札の制限や低入札落札工事の手持ちの制限は継続します。

最低制限価格の改正

最低制限価格の算出式を次のとおり改正します

[改正前]

$(\text{直接工事費} \times 95\% + \text{共通仮設費} \times 90\% + \text{現場管理費} \times 60\% + \text{一般管理費} \times 30\%) \times 1.05$

[改正後]

$(\text{直接工事費} \times 95\% + \text{共通仮設費} \times 95\% + \text{現場管理費} \times 75\% + \text{一般管理費} \times 50\%) \times 1.05$

改正前の最低制限価格は、上限を予定価格の8.5/10としていましたが、この制限を廃止します（下限については従来どおり、予定価格の2/3とします）。ただし、案件によって、この算出式により難しい場合については、改正前と同様予定価格の2/3から8.5/10の範囲内で定めます。

改正後の調査基準価格等は、平成21年1月29日以降の告示または指名の競争入札より適用します。

社団法人長崎県建設業協会 各支部長 ならびに 理事各位

社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三

最低制限価格引き上げについて

22日「緊急経済雇用対策拡大会議」において、長崎県は公共工事拡大と最低制限価格の引き上げを表明されました。

知事ならびに長崎県の英断に敬憲を表すると共に、この決定に応える我々の責任も痛感する次第です。

これまで長崎県建設業協会が一丸となって要望してきたことが報われ、協会支部と会員各位のご支援に感謝いたします。

今回の決定は主に以下のことを期待してのことと考えます。

- ・賃金など雇用環境の改善
- ・企業収益の改善
- ・事故を防ぐための安全管理の充実
- ・下請や資材購入についての低価格受注しわ寄せ防止
- ・工事品質の悪化防止
- ・県下各地域への経済効果
- ・急速に悪化する県内景気への刺激 などなど

これらの問題にプラス効果を生むよう会員への周知と各位の努力をお願いいたします。

またこの効果を確実なものとするため、県内市町において同様の措置を頂くよう、長崎県建設業協会各支部においては、早急に要望活動を進められますようお願いいたします。



県は二十二日、過当競争による落札率の低下で建設業社の倒産増加や工事の安全管理面へのしわ寄せが出ているとして、県発注工事の入札制度を改正し、二月から最低制限価格を現行(上限85%)より4-5%引き上げることが明らかにした。

県建設企画課によると、一般競争入札の拡大などによる過当競争で、平均落札率は二〇〇三年度の91.9%から徐々に下がっており、昨年度は88.6%。一方で落札

率が低い工事では事故発生件数が増加しており、最前労働局は「コスト削減により安全経費を削る傾向が顕著である」と指摘。また〇三年度以降の県内企業の倒産件数のうち建設業は四割から半数を占め、落札率が90%を下回る企業も増加している。また、コスト削減により、

さらに、最近では県内の競争や雇用情勢が厳しくなっていることも受け、最低制限価格を二億円以下の工事では90%、十億円以下の工事では89%にそれぞれ引き上げる。具体的には最低制限価格を設定する際、一般管理費(企業本社の経費に相当)の四割程度を加算して算出するように変更する。

国土交通省が公表しているデータによると、昨年度の県発注工事の平均落札率

は88.6%で、都道府県では低い方から二十二位。最も平均落札率が低い福島県は77.4%、最も高い鹿児島県は94.2%となっている。

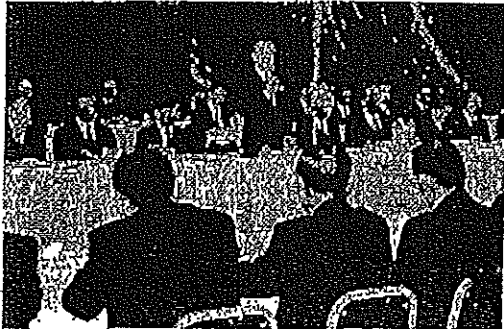
来月から 経済情勢悪化などで

4-5%引き上げ

県発注工事の
最低制限価格



県が最低制限価格引き上げ 設計額2億円までを 90%に



今回の措置は、過当競争により最低制限価格付近での応札が多いことで、倒産の増加や安全管理面へのしわ寄せが生じている。さらに、雇用情勢が一段と悪化する状況を考慮。現状の最低制限価格に企業の本社経費に相当する一般管理費の底上げを図ったもの。これにより業界での雇用や関連業への波及効果が期待される。

県は、22日に開かれた「緊急経済雇用対策拡大会議（一斉）」の中で、公共工事における最低制限価格の引き上げを試行すると表明した。引き上げ率は、2億円までの工事が5%（現行の85%→90%）、2億円以上の工事については、一般管理費に4割程度を加える（下記説明を参照）。公共事業の取り組みの中で報告されたもの。試行期間は2月1日から当分の間（WTO対象工事は除く）。

今回の措置は、過当競争により最低制限価格付近での応札が多いことで、倒産の増加や安全管理面へのしわ寄せが生じている。さらに、雇用情勢が一段と悪化する状況を考慮。現状の最低制限価格に企業の本社経費に相当する一般管理費の底上げを図ったもの。これにより業界での雇用や関連業への波及効果が期待される。

県建設業協会において、昨年12月に、緊急経済対策として現行の85%を90%にまで引き上げることを要望していた。谷村隆三会長は今回の引き上げに対し「大変感謝している。砂漠をさまよって泉に出会った気持ちだ。雇用確保の観点や関連業への影響も大きい。今回の措置に対し、盛況だったと思わないように我々も努力したい」と話した。ほかに、国に対し直轄事業における県内建設業および関連業の受注機会拡大なども要望。昨年発表された中間前払金の対象範囲拡大や離島建設企業の受注拡大についても紹介した。

昨年、100年に一度とまで言われる世界的金融危機が発生し、本県の経済状況も大変厳しいものとなったが、建設業界においては大幅な公共事業費の削減や、相次ぐ入札制度の改革などの影響から、多くの企業の経営状況は悪化の一途を辿っている。近年は、過当競争の激化から倒産・廃業が増加。「ひと」が主体の産業でもあることから、人員削減も限界にきている。

■最低制限価格の考え方■

【土木工事の例】

◎2億円を超える場合

現行+一般管理費×40%×α
（※α=1.25-1.1×一般管理費/1億円）

◎2億円以下の場合

設計金額の90%

※現行

直接工事費+共通仮設費+現場管理費×75%
（上限値 85%）

長崎建設新聞

発行所

株式会社 建設新聞社

〒854-0064

諫早市若葉町165-11

TEL 0957-25-5552 (代)

FAX 0957-25-5556

購読料 月額8,300円(税込)

毎週火・水・金・土曜日発行

社団法人日本新聞協会会員

■ホームページ■

http://www.kensetsunews.co.jp

ものとなったが、建設業界においては大幅な公共事業費の削減や、相次ぐ入札制度の改革などの影響から、多くの企業の経営状況は悪化の一途を辿っている。近年は、過当競争の激化から倒産・廃業が増加。「ひと」が主体の産業でもあることから、人員削減も限界にきている。

西日本建設業保証協会の調査によると、1999年の県内建設業者の完成工事高経常利益率（全業種）は1.8%だったが、2007年度は0.38%となり、1.42ポイントの減。土木業では、2.25%から△0.05%となり、極端な落ち込みを見せている。このことから、昨年の金融危機以前に建設業界が厳しい局面を迎えていたことが分かる。

年末の相談・支払い体制等について

知事政策室
経営管理部
商工労働部
土木部
出納局

1 年末の相談体制

総合受付窓口（広報課内）

年末における各相談窓口の総合的な案内

◆12月27日（土）～30日（火）8：30～17：30

TEL 076-444-8909

（1）中小企業金融相談窓口の設置（経営支援課内）

年末の資金繁忙期にあたり、中小企業者等の電話相談を受け付けるもの。

◆12月27日（土）～30日（火）8：30～17：30

TEL 076-444-3248

（2）労働相談ダイヤルの開設（労働雇用課内）

労働問題全般について、電話相談を受け付けるもの。

◆12月27日（土）、29日（月）、30日（火）8：30～17：30

TEL 076-444-9000

※ハローワークプラザ富山の開館日とあわせて対応

（3）県営住宅入居の受付（富山県住宅供給公社内）

社員寮等の退去を余儀なくされ住居を喪失した求職者等の当面の住居の確保を図るため、県営住宅の入居申し込みを受け付けるもの。

◆12月27日（土）、29日（月）、30日（火）8：30～17：30

TEL 076-432-5132

※ハローワークプラザ富山の開館日とあわせて対応

（4）緊急雇用対策に伴う職員の募集受付（人事課内）

企業の業績悪化等による雇い止めや中途解約による離職者の雇用・就業機会を確保するため、県における直接雇用の申し込みを受け付けるもの。

◆12月29日（月）、30日（火）8：30～17：30

（29日（月）から受付開始） TEL 076-444-3161

2 年末の支払い体制

年末の支払いについては、つぎの体制により支払い事務を行う。

（1）12月29日（月）

9名体制（出納課総務支払係・システム管理係、情報政策課情報システム係）

（2）12月30日（火）

9名体制（出納課総務支払係・システム管理係、情報政策課情報システム係）

入札後公表に回帰

21道県に増

公共工事の予定価格

都道府県が発注する公共工事の入札で、予定価格を「事前」から「事後」に切り替える動きが広まっている。事後公表を採用するのは、すでに21道県。予定価格漏えいなど「官と業」の癒着防止を目的に2001年以降に急増した事前公表だったが、最低制限価格を予測しやすく、安易に低価格で応札した業者が手抜き工事をする懸念もあるためだ。背景には、公共工事削減で安値でも仕事が欲しいという業者の事情がある。事後公表への回帰については「改革の流れに逆行」「品質維持のため必要」などと評価が二つに割れている。

■ 予定価格 自治体など事業の発注者が入札前に設定する落札の上限価格。品質を確保するため、下限価格として設けられる最低制限価格と予定価格の間の金額で入札しなければ失格となる。

賛成派「事前では答案示すよう」

国土交通省が予定価格の公表時期を「事前」「事後」「事前と事後の併用」に3分類して初調査した07年9月時点では、事後公表は7県、併用も4県だけだったが、昨年12月の同省調査などでは事後9道県、併用12県、事前26都府県になった。予定価格はかつては公表されていなかったが、漏えい事件が相次ぎ、01年4月に入札契約適正化法が施行されたのを機に、入札の透明化を図ろうと、事前公表する自治体が急増した。事前に公表してしまえば、予定価格を知ろうと業者が自治体担当者に働きかけることもなくなるという狙いだったが、予定価格の85%～3分の2程度に設定されることが多い最低制限価格を推計しやすくなった。

このため、建設業界からも「最初から答案を示すようなもの。採算度外視の安値入札を誘発する」（ゼネコン関係者）との批判があったほか、自治体間でも「欠陥工事につながるかねない」との指摘が出ていた。昨年4月から事後公表に切り替えた岡山県では「採算性や施工能力を考えない業者による極端な低価格での受注を排除できる」（技術管理課）と効果を話す。昨秋から試行的に事後公表の併用を始めた宮崎県。昨年4～9月に事前公表で行った入札466件のうち最低制限価格付近での同額入札でくじ引きになったケースは32件（6・9%）だったが、10～11月に事後公表で行った101件では1件（1%）に減ったという。

◆ 都道府県の予定価格の公表状況
(昨年12月の国交省の調査などに基づく)

事前公表 26都府県
青森 岩手 秋田 宮城 茨城
栃木 東京 石川 福井 岐阜
愛知 三重 滋賀 京都 奈良
大阪 鳥取 島根 広島 山口
愛媛 香川 徳島 福岡 大分
熊本

事後公表 9道県
北海道 新潟 群馬 長野
神奈川 静岡 兵庫 岡山
長崎

事前・事後を併用 12県
山形 福島 埼玉 千葉 山梨
富山 和歌山 高知 佐賀
宮崎 鹿児島 沖縄

一方、事前公表を採用する東京都。やはり07年度発注工事の11%が、最低制限価格付近でくじ引きになったものの、担当者は「入札時に工事の見積書類を提出させてチェックすること、いい加減な業者はほとんど排除できる」と、事後への切り替えに慎重だ。

事後公表へ切り替えた自治体では「業者側からの設計に関する問い合わせは、設計者以外の特定の職員が対応し、質問は書面で受け付ける」（北海道）など、癒着防止策の知恵も絞る。

大川隆司・全国市民オンブズマン連絡会議幹事の話
「予定価格を事前公表すれば漏えいはなくなるが、業界の受注調整による談合自体は可能だ。入札参加業者を拡大するなど、事前、事後双方の欠点を補い、不正防止を徹底する方策が不可欠ではないか」

平成21年1月30日

各都道府県建設業協会 御中

中小・中堅建設業の経営改善に向けた取り組み事例の情報共有について
～「Zenken通信」の発信および今後のお願い～

地方の中小・中堅建設業者は長年にわたる公共事業費の大幅な削減や入札制度改革に伴う価格競争の激化によるダンピング受注の頻発等により、これまで以上に厳しい経営環境に直面し、企業倒産は高水準で推移しています。

このような状況の下、各都道府県建設業協会におかれましては、経営環境の改善に向けて様々な努力を重ね、成果を納められていることと存じ上げます。しかし、発注者側の認識や理解には温度差があり、苦勞なされていることが多々存在しているのも事実であります。

そこで、本会としては、入札・契約制度の改善、設計変更協議の円滑化など、建設企業にとって有用な情報を「Zenken通信」として、発信することといたしました。また今後、「各発注機関において経営改善に向けて取り組んでいる様々な先駆的な取り組み事例」を各都道府県建設業協会より収集し、Zenken通信で情報提供し、会員企業の経営改善の一助にしたいと考えております。何卒、主旨をご理解いただき、取り組み事例等の情報をご提供いただきますよう、ご協力のほどお願いいたします。

なお、今後、Zenken通信で提供しました情報等を本会ホームページで皆様にご利用いただけるよう予定しており、整備ができ次第、ご案内いたします。

社団法人全国建設業協会
技術顧問 富田 和久

～Zenken通信に関するお問い合わせ～

担当：(事業部 林・佐藤・宮元・吉田)

TEL：03-3551-9396

FAX：03-3555-3218